

Title	徳育における「儒教主義」の論理：西村茂樹の徳育観を手がかりにして
Sub Title	Logic of "Confucianism" in moral education : using Shigeki Nishimura's outlook on moral education as a clue
Author	篠, 大輔 (Shino, Daisuke)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2006
Jtitle	哲學 No.115 (2006. 2) ,p.157- 179
JaLC DOI	
Abstract	Shigeki Nishimura is known as an enlightenment thinker in the Meiji Restoration. On the one hand, he introduced the western civilization with Yukichi Fkuzawa and other enlightenment thinkers. On the other hand, he argued that Confucianism should be used for moral education. The purpose of this study is to search the ground why Nishimura who was familiar with the learning of the west argued it. Before The Imperial Rescript of Education was promulgated, he sought a standard of moral education in Japan. He required it should be established through his lectures and books again and again. After The Imperial Rescript of Education was promulgated, he regarded it as the standard of moral education and thought Confucianism as the best method for practicing it. One of the reasons was Confucianism had cultivated Japanese dignity since early times. Another was it had a concept of Jitoku that joined a learning to a body. From these reasons, he thought it was fit as the method.
Notes	特集教育研究の現在-教育の統合的理解を目指して- 教育史 投稿論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000115-0159">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000115-0159</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

## 徳育における「儒教主義」の論理

——西村茂樹の徳育観を手がかりにして——

篠 大 輔\*

### Logic of “Confucianism” in Moral Education ——Using Shigeki Nishimura’s Outlook on Moral Education as a Clue——

*Daisuke SHINO*

Shigeki Nishimura is known as an enlightenment thinker in the Meiji Restoration. On the one hand, he introduced the western civilization with Yukichi Fukuzawa and other enlightenment thinkers. On the other hand, he argued that Confucianism should be used for moral education. The purpose of this study is to search the ground why Nishimura who was familiar with the learning of the west argued it. Before The Imperial Rescript of Education was promulgated, he sought a standard of moral education in Japan. He required it should be established through his lectures and books again and again. After The Imperial Rescript of Education was promulgated, he regarded it as the standard of moral education and thought Confucianism as the best method for practicing it. One of the reasons was Confucianism had cultivated Japanese dignity since early times. Another was it had a concept of *Jitoku* that joined a learning to a body. From these reasons, he thought it was fit as the method.

\* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程（日本教育史）

## 1. はじめに

近代教育史の中で「儒教主義」は教学聖旨-教育議-教育議附議という明治10年代の教育方針をめぐる対立の中で仁義忠孝といった儒教的徳目を徳育に導入することを求め、『幼学綱要』勅撰から教育勅語の発布に至るまでの一連の復古主義的教育政策に大きな影響を与えた主張として知られている<sup>1)</sup>。

日本の近代教育の中に残存していた前近代性を批判し、克服することを課題としていた戦後の教育史研究にとってこうした「儒教主義」は批判の対象でしかなかった<sup>2)</sup>ため、教育史において「儒教主義」は研究対象としてこれまで積極的に取り上げられてはこなかった。そのため「儒教主義」を研究対象とした論文はそう多くはない。そうした中で儒教主義者であった元田永孚の思想の論理構造について論じたものとして久木幸男の「明治儒教と教育—1880年代を中心に—」(『横浜国立大学教育紀要』第28集, 1988年)と森川輝紀の『国民道徳論の道—「伝統」と「近代化」の相克—』(三元社, 2003年)が挙げられる。

久木は元田永孚の展開する儒教が近世の儒教を継承したものではなく、儒教とは全く異質の「国体の尊信」や「天皇尊崇」を無理に組み入れた元田独自の儒教であったと論じ、元田の主張する「国体の尊信」や「天皇尊崇」の学校教育への導入は失敗したが、学校教育への儒教道徳の導入には一定程度成功したと結論付けている。そして学校教育への儒教道徳の導入が一定程度成功した背景には「当時の国民の間に儒教に対する肯定的評価が広く存在したという事実<sup>3)</sup>」があったと指摘している。

森川は、久木の「元田の儒教の特異性」, 「社会の漢学への肯定的評価」という指摘に示唆を受けながら、元田が儒教思想をどのように近代の天皇制のイデオロギーとして再編したのかについて論じている。森川は元田の思想の独自性について以下の3つの論を挙げている。その一つ目は親子

と君臣の同心円的重なりを強調することによって君臣関係も自然で無条件な関係にあるものとする忠孝一体論であり、二つ目は、天皇は万世一系の血脈によって有徳君主たることを天職として担保されており、君徳輔導によってその本性を導き出すとする聖別化論である。そして三つ目は宗教・祭祀を切り離れた倫理としての国教論である。こうした3つの論によって構成された元田の思想が「近代国家（天皇制国家）の形成にあたって、あるいは近代化に揺れる共同体の基層にあって、響きあうものを秘めていた<sup>4)</sup>」とし、明治維新以降の欧米文化の急激な流入による社会的混乱を鎮めるための既存の共同体秩序を超えた道徳的共同体を模索していた当時の社会意識に対して元田の思想は「執拗低音」として響いていたと論じている。

儒教主義者であった元田の思想の論理構造とそれが受容されていった社会的背景を究明しようとする試みは興味深いものであるが、久木、森川は元田の思想のみを分析対象としているため、これらの論文で「儒教主義」の全体像については必ずしも明らかになっていない。当時、元田以外にも「儒教主義」に賛同している者は多く存在しており、そうした勢力によって天皇制教育体制への道が築かれていったと考えられる。元田は確かに代表的な儒教主義者であるが、元田の思想のみをもって「儒教主義」の全体像が明らかになったとは言えないだろう。注1でも示したように「儒教主義」の範囲を復古主義的教育政策の賛同者の思想まで含めれば、「儒教主義」と一言でいってもその中には様々な考えが混在していたと考えることができる。元田以外の「儒教主義」を唱えていた者の思想も検討することによって様々な見解を含有していた「儒教主義」の全体像を明らかにすることができるのではないだろうか。

そこで本稿では「儒教主義」を推進した人物の一人である西村茂樹を取り上げる。西村茂樹は明治維新时期に明六社の結成に参加し、福沢諭吉らとともに西洋文明の普及に努めた。その一方で西村は文部省編輯局長として

明治10年代の一連の儒教主義的教育政策に関わり、『幼学綱要』の補遺として古来の婦女の善行を集めた『婦女鑑』の編纂も行った。西洋の学問にも通じていた西村が「儒教主義」を推進しようとしたのはなぜだったのか。

しかし、これまでの西村茂樹に関する研究の中では西村の「儒教主義」についての検討はなされておらず、西村が儒教をどのように捉え、なぜ儒教が徳育にふさわしいと考えるに至ったのかについても考察されていない<sup>5)</sup>。本稿では西村の「儒教主義」の論理構造を明らかにする前提として西村がなぜ儒教が徳育にふさわしいと考えるに至ったのか、そしてその場合、何を儒教の優位性と考えていたのかについて考察していきたい。

## 2. 「教育勅語」発布前の西村茂樹の徳育観

明治6年(1873年)に西村茂樹は文部省に出仕し、編書課長に任じられ、書籍<sup>6)</sup>の編纂に従事した。一方で明治9年(1876年)には東京修身学社を創設し、民間においても道德の振興を図る活動を始めている。

西村は明治10年(1877年)5月から7月にかけて第二大学区を文部大書記官という立場で視察し、学制の問題点として①専ら外面の修飾に務めて教育の本旨を後にしていること<sup>7)</sup>、②教育のために使う人民の財産と時間とが多過ぎること、③小学校の教則の中で迂遠で実用的でないものがあること、④地方差を考慮せず一定の教則を全国に施そうとしていること、を挙げている。そして西村はこの報告の中で修身についてもその問題点を次のように指摘する。

凡ソ世界諸国ノ教育ハ皆修身ヲ以テ本トセサルハナシ。即チ欧米ヲ以テ言ハハ、耶蘇教法ハ即チ修身ヲ専ラトスル者ナリ。(中略)其国ノ教育ハ皆宗教ニ本ツキ、宗教ハ皆修身ヲ主トセサルハナシ。独本邦ノ教育ノミ孔孟ノ道を廢シ、又耶蘇ノ教ヲ取ラズ。故ニ今日身ヲ修メ人

ニ接スルノ道ニ於テ倚信スル所ナク，人々勝手ノ説ヲ立テ，遂ニハ邪論曲説其間ニ起リ，世道人心ニ大害ヲ為スモ計リ難シ<sup>8)</sup>。

すなわち，世界諸国の教育は皆，修身を本としており，欧米ではキリスト教が修身を専ら担っているが，日本では孔孟の道（儒教）を廃し，またキリスト教も採用していないので，現在では信頼すべき道徳がなく，邪論曲説が起り，道徳が乱れている，というのである。さらに西村は次のように論じる。

方今小学校ノ修身ノ教ハ，只教師タル者ノ口授ニ留マリテ其他ニ及ハス。欧米ノ小学教則中ニハ大抵神教ノ一科アリテ，或ハ經典ヲ諳誦セシムル者アリ，或ハ神歌ヲ歌誦セシムル者アリ，或ハ之ニ修身口授ノ一科ヲ加フル者アリ。其力ヲ修徳ノ道ニ用フル至レリト云フヘシ。本邦ニテハ修身学ノ根基トスル者ナキカ上ニ，方今教員ナル者ハ其中或ハ浅学短識ノ少年ニシテ自己ノ品行モ修マラス，道徳ノ理ニモ通達セサル者アリ。此ノ如キ教師ノ口授ノミヲ以テ修身ノ科目ヲ済マセントスルハ，甚ダ危殆ナルコトト云フヘシ<sup>9)</sup>。

現在の小学校の修身は教師の口授だけに留まっている。欧米の小学教則の中には大抵，神教の科目があり，あるところでは生徒に經典を暗誦させ，あるところでは賛美歌を歌わせ，あるところではそれらに加えて修身口授の一科を行っているところもある。しかし日本では修身学の基礎となるものがない上に現在の教員の中には浅学短識の少年もいて，そうした教員は自己の品行も修めておらず，道徳の理にも通じていない。このような教師の口授だけで修身の科目を済まそうとしていることは甚だ危険であると西村は論じる。西村はこうした問題に対して次のような改正案を提示している。

凡ソ修身ノ教ハ信用スル所ヲ定ムルヲ第一トス。若シ信用スル所定マラサレハ、金言名語トイヘトモ能ク人ヲシテ遵守セシムルコト能ハス。方今日本ノ修身学ハ何物ヲ信用スヘキカ、耶蘇ニモアラス、孔孟ニモアラス。諸学校ニテ用フル所ノ修身書ヲ見ルニ、修身論、勸善訓蒙ノ如キニ過キス。是等ノ書固ヨリ悪シキニハアラサレトモ、是ヲ以テ日本全国人民ノ位格ヲ造り出サントスルハ甚タ不足ナル可シ<sup>10)</sup>。

道徳は信用する所を定めることが第一であるとし、それが定まらなければどんなに立派な言葉であってもそれを人に守らせることはできない。そして今の日本の修身学はキリスト教も儒教も信用する所として採用しておらず、修身書として『修身論』、『泰西勸善訓蒙』を用いているが、これでは日本全国人民の品格を造り出すには不足していると西村は論じ、続けてキリスト教か仏教か儒教のうちどれを「信用スル所」として採用すべきかを提案している。

本邦修身ノ道ハ孔孟ノ説ヲ棄テ他ニ採ルヘキ者ハナカルヘシ。西国「モラル」ノ書ノ如キモ、論孟ニ言フ所ノ外ニ、教訓上ニ就テ（道徳ノ理ヲ説キタル所ハ論孟ノ書ヨリ精微ナレドモ）未タ別ニ卓異ノ説アルヲ見ス。耶蘇ノ教ノ如キモ、新旧約書ニ就テ見ルニ、別ニ神妙不測ノ教アルヲ見ス。到底孔孟ノ言フ所ト大同小異アルニ過キサルカ如シ。

右ノ次第ナレハ今日小学ノ修身書ハ漢籍ノ四書ヲ用フルヲ以テ第一トスヘシ。此説大ニ世論ニ違フト雖モ、茂樹ガ深く信シテ自ラ疑ハサル所ナリ<sup>11)</sup>。

西村は儒教を修身の「信用スル所」として採用し、小学校の修身書として四書（論語・孟子・大学・中庸）を用いるべきことを主張している。し

かし儒教だけでは足りない部分もあるとして次のように論じる。

然レトモ今日ニ在リテハ、孔孟ノ教ニモ亦足ラサル所アリ。何ソヤ。曰ク、権利ナリ、義務ナリ、自由ナリ、愛国ナリ。此等ノ事ハ孔孟ノ説カサル所ニシテ、今日ニ在リテハ決シテ闕キ難キ所ノ者ナリ。其他、支那ノ道学ト欧米ノ道学トハ、精粗深淺大ニ其等ヲ異ニスル者アリ。故ニ四書ノ如キハ之ヲ小学生徒ノ読本ニ供シ、中学ニ至リテ欧米諸大家ノ「モラル」ノ書ヲ熟読玩味シ、東西ノ説ヲ参考シテ自得スル所アランコトヲ望ムナリ<sup>12)</sup>。

西村は儒教では権利、義務、自由、愛国といった今日では欠くことのできないものが説かれておらず、その他にも儒教と欧米の道徳学は精粗深淺で異なる所もあるので、小学校では四書を生徒の読本とし、中学になって欧米諸大家の「モラル」の書を熟読吟味して、東西の説を参考に自得する所を見つけてほしいとしている。

学事巡視は明治10年(1877年)5月から明治11年(1878年)9月にかけて行われ、西村の他にも九鬼隆一が第三大学区を、中島永元が第六、第七大学区を、神田孝平が第六大学区を、辻新次が第七大学区を、モルレーが第一大学区をそれぞれ視察している。西村をはじめ、彼等の巡視功程によって学制体制の維持が困難であることが明らかとなり、文部省は学制の廃止と教育令の制定へと向かうこととなった。明治12年(1879年)9月29日に布告された教育令では学制の問題点として西村も指摘していた地方差を考慮せずに画一的に教則を実施しようとしていた点などが地方の実情に合うように改善されたが、修身の問題については未だ改善されてはいなかった。

明治13年(1880年)3月に文部省内での局課の改革があり、西村は編書課と反訳課が合併してできた編輯局の局長に就任した。この局では小学



校から大学に至るまでの教科書の編集や辞書の編纂を担当していた。西村はここで徳育の改革に取り組んでいくこととなる。4月には早速、修身教科書として『小学修身訓』上下二巻を刊行している。8月には「修身の教授法を論ず」という一文を『修身学社叢説』第五冊に掲載し、自身の修身教授改革案を訴えている。この中で口授のみで行う修身教授を批判し、その弊害として①口授のみでは修身学の全体を知らせることができないこと、②口授のみでは修身学の順序が混乱してしまうこと、③小学校の教員が修身道德の原理に精通することは困難であること、④口授のみでは修身教育の中で必ず欠け落ちてしまうものが出てきてしまうこと、⑤口授のみでは生徒に記憶させることができないことの五つを挙げ、その改良の必要性を主張している。

明治13年(1880年)12月28日には教育令が改正され、修身が小学校の学科の中で最初に記されることになった。そして明治14年(1881年)5月4日に公布された「小学校教則綱領」では修身の教授要旨が定められ、6月18日に公布された「小学校教員心得」では道德教育に力を用いることが明記され、7月8日に改正された「小学校教員免許状授与方心得」では徳望ある「硯学老儒」が学力検定なしで修身科の教授を行えるようになった。このように修身が重視されることは西村にとって望ましいことであった。明治17年(1874年)に東京修身学社を日本講道会へと改称した時に行った「日本講道会開会の演説」(明治17年4月)の中で西村は次のように述べている。

回顧するに明治九年東京修身学社を開創せし時に方り、全国の学問大率開知の一方に傾き、学士大夫口を絶ちて修身の事を言ふ者なきの有様なりき、愚老道德の地に堕ちんとするを嘆き、驚鈍を量らず奮ひて此社を起さんと欲し、先初めに同志者三名を得たり、阪谷素君、丁野遠影君、植松直久君是なり、爾後同志の諸友日に増加し数年ならずし

て百有余人の社友を得たり、已にして朝廷教育令の改正を発し、修身の科を以て諸学科の最先とせり、是固より本社に興りて力ある所に非ずと雖も、社友たる者は皆其志の行はれたるを喜ばざるはなかりしなり、爾来修身の教全国に行はれ、山村海郷の野民といへども、亦修身の務めざるべからざることを知るに至れり、猗興亦盛なりと云ふべし<sup>13)</sup>,

創設当初の明治9年(1876年)には、学問は西洋の知識に関することばかりで修身についてほとんど語られなかったが、教育令が改正され、諸学科の中で修身が最も先に記され、それ以来、修身は全国で盛んに行われているという。

このように西村は自身の主張する徳育の強化が着実になされてきていると認識していたが、西村にとって徳育における重要な問題は未だ解決されてはいなかった。それは徳育の主義をどうするのかという問題である。西村は「第二大学区巡視功程附録」の中で既に「凡ソ修身ノ教ハ信用スル所ヲ定ムルヲ第一トス」と指摘していたことでも分かるように以前からこの問題を徳育における重要事項として考えていた。

西村は明治19年(1886年)12月に帝国大学の講義室において公衆を集めて講演し、その講演草稿を『日本道德論』として明治20年(1887年)4月に刊行している。そこで西村は自身の考えている道德の主義について述べている。

西村はキリスト教や仏教などの宗教を「世外教」、儒教や哲学を「世教」と分類し、日本の道德の基礎として世外教と世教のどちらが適しているかについて分析している。国民の道德を維持するのに西洋諸国では宗教を、中国では儒教を用いている。日本では徳川幕府の初めより儒教が上等社会の信用を得て、制度や法律も儒教に由るものが多く、今日でも人々の精神品行の善処あるのは儒教の教育によるものであるとして日本では世教を採

用すべきだと西村は論じる。しかし、世教の中で儒教だけでは今日の時勢に合わない部分もあり、哲学と合わせて道德の基礎を打ち立てるべきだと主張する。

吾ガ一定ノ主義ハ二教（儒教・哲学）ノ精粹ヲ採リテ，其粗雑ヲ棄ツルナリ，二教ノ精神ヲ採リテ其形跡ヲ棄ツルナリ，二教ノ一致ニ帰スル所ヲ採リテ其一致ニ帰セザル所ヲ棄ツルナリ<sup>14)</sup>，

西村は儒教と哲学の精粹な部分を探り、二教の精神を探り、そして二教の一致する所を探って道德の基礎とすべきだという。それは「天地の真理」であり、「余ガ日本ノ道德ノ基礎トセントスル者ハ即チ此真理<sup>15)</sup>」であると論じている。ではその「真理」とは何か。それは事実合うものであるとし、例えば『大学』の「物に本末あり、事に終始あり。先後する所を知れば道に近し」という言は東西の歴史に記されている事例を挙げて比較してみると事実と合致しており、これは真理と呼べるという。西村はこのように「既ニ真理ヲ確認シタル上ニテ，世教中ニ於テ其教義ノ真理ニ協フ者ヲ採リテ是ヲ日本道德ノ基礎ト為スベシ<sup>16)</sup>」と主張した。

西村の考える道德の基礎とは以上のようなものであったが、西村以外にも道德の基礎の問題については様々な論が表されていた。その代表的なものとして加藤弘之の『徳育方法案』（明治20年）や能勢栄の「小学校の徳育」（『教育報知』221号，明治23年）などを挙げるができる。加藤は徳育を宗教によって行うことを主張し、神道、儒教、仏教、キリスト教に公立小、中学校の修身科を競争的に担当させることを提言した。また能勢は学校にいる時は教師が徳育の標準となるべきであり、宗教や哲学を持ってくる必要はないとし、学校を出た時には人類が共通にもつ普通心（コモンセンス）を標準にすべきであると主張した。

こうした様々な論が出される中で明治23年4月に行った講演（「日本

教育論」の題目で『学士院雑誌』拾式編之四に掲載される)の中で西村は政府が徳育の基礎を定めるべきだと主張する。

方今徳育の完全ならざるは政府に於て徳育の基礎、即ち方針を定めざるに由る者なりと云へるは、教育家の通言なるが如し、徳義の基礎の一定せざるべからざることは、文明国殊に本邦の如き国柄に於ては最も必要なりと信ずれば、余も亦全く教育家の言に同意するなり、然れども之を一定するは果して政府の任なるかと云ふに至りては、少しく疑なきこと能はざるなり、政府は固より徳育の主義を一定するの権理あるべし、然れども道德は法律に異にして、人の心の信用に因りて定まる者なれば縦令政府に良善の見込あるも、人心の如何を問はず単に命令を以て之を定むるは為し難きことなるべし、然らば人心の信仰を聚むるは、何人の任なるかと問はゞ之を世の教育家に帰せざるべからず<sup>17)</sup>、

西村は政府が徳育の主義を定めることに賛成していたが道德は法律とは異なるので政府がたとえ徳育の主義を定めたとしてもそれに対する信仰を集めなければならず、それを行うのは世の教育家であるとしている。

教育家其一定の主義を以て之を言行に顕はし、之を教育に施し、国人大に其主義を信ずるときは、政府其主義を採りて、本国徳育の主義と定むることもあるべし、縦令政府にて之を定めずとも、国民の多数之を信ずれば、即ち国民の道德主義は定まりたりと云ふも可なるべし、故に余は徳育主義の一定を以て之を政府に望むよりは、寧ろ之を教育家に望まんとするなり<sup>18)</sup>、

教育家が一定の主義を教育に施し、国民がそれを信じる時は政府がそれ

を徳育の主義として定めることもあるだろうし、たとえ政府が定めなくても国民の多数がそれを信じていれば国民の道德の主義は定まったと言ってよいだろうという。そして徳育の主義の一定は政府よりも教育家によって行われることが望ましいと述べている。

然れども本邦は西洋諸国と異にして、国民の政府を信ずること甚だ厚ければ、若し政府に一定の見込あらば、其主義を定めて命令を発するも可なるべし、必しも教育家が自ら其主義を定むるを待つにも及ばざるべし、是を要するに徳育の主義を一定すると云ふこと、果して教育の為に必要なりと定まりたらば、政府も教育家も是を以て自己の負担として之を実施する方法を考へんことを要す、互に他人の負担として之を傍観すべからざるなり<sup>19)</sup>、

しかしながら日本は国民が政府を信じているので、政府が徳育の主義を定めて命令を発してもよいだろうと西村は論じ、徳育の主義を一定にすることが教育の為に必要であることが定まったならば政府も教育家もそれを自己の負担としてそれを実施する方法を考えることが必要であるとしている。

西村は『日本道德論』の中で自らの考える道德の主義を表したが様々な徳育論が出される中で徳育の混乱を避けるためには政府が一定の主義を定めることが必要であるという考えに最終的に達したと思われる。西村が「日本教育論」の講演時に教育勅語の制定についてどの程度把握していたのかについては不明であるが、この講演の半年後に「教育勅語」は発布された。西村にとっては徳育の主義がようやく定まったことになる<sup>20)</sup>。これ以降、西村は徳育についてどのように考えていったのかについて次章で検討していきたい。

### 3. 「教育勅語」発布後の西村茂樹の徳育観

明治 23 年(1890 年)10 月 30 日に「教育勅語」は発布された。西村は「教育勅語」が発布された直後に行った「国学院開院の演説」(明治 23 年 11 月)の中で次のように述べている。

さて道徳に就ては畏くも先月の三十日に、聖勅が下りました、誠にあれは日本国に取つては此上も無い結構な勅語で、日月の光明のやうなものにて、国民たる者はあれを奉じて守れば決して間違ひはありませぬ、国民道徳のことはあれがあれば、別に何もなくも宜しいわけでありましたが、実際道徳を修めやうとするにはさう参らぬことがあります、そのわけは聖勅は道徳の標準即ち目あてであります、あの目あてがあつても目あてに届くだけのことをしなければなりません、どの方法を行なつたら間違ひなく目あてに達しられやうかと云ふことを研究しなければなりません<sup>21)</sup>、

「教育勅語」はあくまで目あてであり、それに達成する方法についてこれからは考えていかなければならないとし、その方法として仏教やキリスト教などの宗教、儒教、哲学があげられ、それぞれについて検討している。まず、仏教やキリスト教などの宗教をその方法として使う場合が検討されている。

宗教といふものは相互に仲の悪いもので、同じ仏教の中でも宗旨が違へば中がわるい、つまり外の宗教が皆亡びて自分の宗教一つにならなければ安心せぬものであるが、其れは事実出来ないことであるから、年中他の宗教と争つて居らなければなりません、併し宗教の中で仏教は日本に這入つて、千年あまりにもなりますから大なる害もあります

まいが、耶蘇教の方は甚だ怪しいと思ひます<sup>22)</sup>,

西村は宗教が信仰上の対立から他の宗教や宗派との争いが生じやすく「教育勅語」を実行する方法として適さないとしている。次に哲学についても検討している。

其れなら哲学はどうであるかと云ふに御存じの通り哲学は精妙を極めたもので工夫の上に工夫を致し、水の漏る隙も無いほど精密になつて居ります、故に哲学にて論じた道德学も結構なものであるが、困つたことには流儀によつて主義が違つて居り、例へば人の天性を以て本としたのもあり利益を以て本としたのもあり、己のためと云ふのがあり、人のためと云ふのがあり、本が違ふから行ふ箇條も違つて居て、其れを選び取ると云ふことはむづかしい<sup>23)</sup>,

哲学は論理については精密であるが、流儀によって主義が異なっており、その中からどれを選ぶのが難しいのでこれも適さないとしている。そこで儒教こそが「教育勅語」を実行するのにふさわしいと主張する。

さうすると今度は儒道でございます、儒道は日本では千五百年余用ひて居つて弊は少ない、(中略)大層結構な教で私共の道を知つたのは儒教の御蔭であるから、甚だ尊重すべきものであるが、他のものを捨て、儒道一本で通るのは、どうであらうか甚だ覚束ないと思ふ、加様に申すと世界の大道徳、大教訓を皆抹殺したやうで、無礼至極のやうであります、其れには説があります<sup>24)</sup>,

西村はこのように述べ、儒教が「教育勅語」を達成する方法としてふさわしいと考えたが、それだけでは覚束ないとしている。そこで西村は儒教

以外でも道理に合う部分は取り入れていくことを提案している<sup>25)</sup>。しかし、それはあくまで儒教を主としたものであった。

加様に致してみるといかなる教でも皆取れる所があります、儒道は日本に千五百年ほど行はれた教だから、八九分は取れると思ひます、其次は哲学が多からうし、又仏教にも随分あらうと思ひます、耶蘇教にもあらうが他の教で間に合ふなら姑く高閣に束ねて宜からうと思ひます<sup>26)</sup>、

西村は儒教だけによらず、哲学や宗教からも道理に合えば取り入れていくことを提案したが、それでも儒教から八、九分を取ることができるということは儒教を「教育勅語」を実行する方法として最重要視していたことが分かる<sup>27)</sup>。

では西村はなぜ儒教を、「教育勅語」を実行する方法として最も適していると考えたのであろうか。西村は「東西の道德学」(明治27年1月)の中で次のように述べている。

本邦人の性質気風は本より固有の特性ありし者なるべけれども、儒道の教育に由りて千年以前より、已に所謂日本人の品性を造り成せり、蓋し儒教は最も邦人の特性を教育するに適する者なるを以て、昔より些少の窒碍なく以て教育の実効を奏せり、西国の道德学は其議論の精密なることは固より儒学の上に在りと雖も、彼の邦と我邦とは其人種を異にし、其国情を異にし其政体を異にし其宗教を異にするを以て我国情に協はざる者多し<sup>28)</sup>、

西村は日本人の教育には千年以前より日本人の品性を造ってきた儒教の方が西国の道德学よりも国情に合致していることをあげ、日本人の徳育に



は儒教が適していると主張する。さらに西村は儒教の方が日本の徳育にふさわしい理由として次のように述べている。

東洋の教は行を重んじて知を軽くし、西洋の教は知を重んじて行を軽んずるの傾あり、即ち西洋の哲学は其行なる者は唯之を議論に上すのみにして、其の人に就きて実践を責むることは甚薄き者の如し、(中略) 国民全体の道徳として之を見るときは、寧ろ知に不足あるも行に不足なからんことを務めざるべからず、此目的を達せんとするには西洋の道徳学は未だ其可なるを見ざるなり<sup>29)</sup>、

西村は哲学と比べて儒教の方が知識は乏しいが、実行を重んずる傾向があることを指摘し、道徳を実行する方法としては儒教の方がふさわしいと結論付けている。道徳の標準として「教育勅語」が成立し、それを行う方法として実行を重んじる儒教を西村は選択した。

ではなぜ儒教は実行を重んじる傾向があると西村は考えたのであろうか。それは儒教という学問の特質にその根拠を見てとることができる。

西村は『道徳教育講話』(明治31年8月)の中で儒教という学問の特質と哲学の特質を次のように比較している。

昔は此日本の学問、二百年以来の学問は重もに儒教であるが、其学問の仕方は言行一致とか知行一致とか云ふ事を心掛けて致して居つた。夫故に其頃の学者は皆大抵知つて居る丈の事を行つたのである、仮令行はざるも行ふ気で学問をして居つたのが、封建時代の学問の仕方である、言行一致、知行一致を心掛た上に、又其時分の人には心を治める事を工夫して居る、夫故に学問の自得と云ふものがあつて、学問は自分のものとなつて居つた<sup>30)</sup>、

不幸なる事には哲学者は、どうも心が出来て居らない様に思はれる、其学問の研究と云ふものは、甚だ精微を極めて居るけれども、学問と身体が一つになつて居らない、学問は学問、自分は自分で、一つになつて居らない、西洋の哲学者、倫理道德杯と云うて大層研究しますが、自分の心を治むる者は余り無いです。(中略)西洋の哲学者は、精密に天地万物の理を研究する事は、東洋の学者の企て及ばない事である、けれども其学問と身体とを一つにすると云ふ事は、東洋の学者の長所である<sup>31)</sup>、

儒教では言行一致や知行一致に心掛け、心を治める工夫がなされていたという。それと比較して哲学は天地万物の理を研究することは儒教よりも精密であるが、哲学者たちは学問と自分が分離しており、自分の心を治めている人は余りいないとしている。

西村がここで述べている「学問と身体とを一つにする」というのは一体どういうことなのだろうか。それは西村の学問に対する考え方から見てとることができる。西村は「知経観得の説」(明治23年6月)の中で自分が普段心掛けている学問をなす際の工夫について説いている<sup>32)</sup>。

最初は「知」、つまり知ることであり、学問をして知識を得ることであるという。西村によれば知とは天地の理と人の人たる道に関する知識のことであり、それを知るためには儒教だけでなく、欧米の学問にも通じている必要があるという。そして知はまだ学問の入口であり、これで学業が成就するわけではないとしている。

「知」の次は「経」であり、これは経歴または経験の意味であるという。学んで知を得ながら経験を積む必要があると説明している。

その次は「観察」という意味での「観」であるが、英語の「オブザベーション」の意味ではないとしている。「オブザベーション」は目で見ること、つまり「視」を指しているが、「観」は心で見ることであると説明す

る。例えば笑う人を見て喜んでいたり、罵っている人を見て怒っていると思うのは視であり、たとえ笑っていても喜んでいないこともあり、たとえ罵っていても怒っていないこともあることを見通すことができるのが「観」であるという。

最後は「得」であり、これは自得の意味であるという。自得とは「天地の理と人たるの道とは此の如き者なりと云ふことを、睨と我心に会得して動かざる<sup>33)</sup>」ことであり、学問は自得まで到達しなければ自らの意見が定まらず、定見を持つことができないと述べている。

学問は自得に至りて始めて学問したる者と学問せざる者との区別明白になることなり、然れども自得と云ふことは卒然として之を得べき者に非ず、必ず知経観の三工夫を経て初めて之に達すべき者なり、(中略)唯学問と我身と合して一体となりたると言はば或は可ならんか、余の如きは浅学短才にして、固より自得の地に達したる者に非ず、唯自得とは此の如き者なるかと云ふことを彷彿と想定して、之に達せんことを務むるのみ<sup>34)</sup>、

西村は自得とは「学問と我身と合して一体となりたる」ことであるとし、自得に至って初めて学問をした人間としていない人間の区別がつくという。そして、その自得に至るには知経観という過程を経て初めて達することができるものであるとしている。西村自身もまだ自得にまでは達しておらず、自得というものがどういうものであるかを彷彿と想定して、それに達しようと努力していると述べている。この講演の最後に西村は儒教と近年の学問とを比較して次のように述べている。

往昔儒者の学問を為すには、体認、省察、自得等のことありて、学問を以て我身と一体にするの工夫ありしが、近年の学問には此法なく、

唯数部の道德書を読めば、夫にて道德の免許を得たる心持となり、直ちに他人を教化せんとする者なきに非ず、今日の所にては時勢の已むことを得ざるよりして、此の如き人も亦徳育の任に当ることなれども、何卒以来は、徳育の任に当る者は従前の学問を以て安心することなく、存養省察の工夫を積みて自得の地位に至らんことを望むなり<sup>35)</sup>、

昔の儒者は学問と我身を一体にする工夫をしていたが、近年の学問では道德書を何冊か読めば、それで道德のことが分かったような気になっていると論じる。そして、徳育を行う者は存養省察の工夫を重ねて、自得まで至ることを望んでいる。

西村は儒者が行っていた自得、つまり学問と身体を一体にさせることに注目し、それを学問の最終到達点とした<sup>36)</sup>。西村は儒教の中に自得へと至る道德発展過程があることに注目し、そこに道德を実行させる力があると考えていた。「教育勅語」が成立したことによって徳育の主義が定まると考えていた西村にとってそれを実行する方法として儒教がふさわしいと考えた理由の一つは儒教の中に自得という学問の最終到達点へと至る過程が存在していたからであったと言える。

## 5. おわりに

西村茂樹は明治8年(1875年)に洋書の侍講に任じられたことでも分かるように、当時、洋学者として知られていた人物であった。元田永孚と違い、西洋の学問にも通じていた西村が何をもって儒教の優位を論じるのかについては「儒教主義」の論理構造を明らかにしていく上で極めて重要な問題である。なぜなら、当時において儒教は欧米流の近代国家建設を目指す立場からは封建的遺物と見なされており、そうした論に反論するためにも西洋の学問に劣らない儒教の価値や意義をその内部に見出す必要に迫

られていた。そうした状況の中で西村は儒教の優位性について二つの点を挙げている。その一つ目はこれまで長期にわたって日本人の品性を養成してきた儒教の方が日本の風俗人情に適合していることであり、二つ目は西洋の学問に比べて儒教には自得へと至る治心の工夫がなされていることであつた。儒教が時代遅れの固陋なものとしてみなされつつあつた時代にあつて西洋の学問との比較から儒教の優位性を説く西村の論には元田永孚とは異なる説得力を当時の社会に対してもっていたのではないだろうか<sup>37)</sup>。西村の言う儒教の優位性が「儒教主義」の論理構造にどのように組み入れていったのかについては次稿以降の課題としたい。

(注) 史料の引用については適宜、旧字体を新字体に改め、句読点、濁点を加えたところがある。

## 註

- 1) 明治において儒教主義という言葉の使用例は明治15年12月に『幼学綱要』が頒布された後、文部卿代理文部大輔の九鬼隆一が府県学務課長に与えた「修身ヲ教授スルニハ必ス皇国固有ノ道德教ニ基キテ儒教ノ主義ニ依ランコトヲ要ス」(『文部卿代九鬼文部少輔口述扣』, 1882年, 97頁)という訓示の中や福沢諭吉が復古主義的教育政策を批判した次の文章の中に見出すことができる。「近来世の論者が儒教主義なることを唱へ出してより、各地方の教育上に大なる影響を及ぼして、漢書の種類を学校に用て、随て漢儒者流の人物も学校に出入りし、其教風漸く我開国前の時代に復古するものの如し。」(慶應義塾大学編『福沢諭吉全集』第八巻, 岩波書店, 1960年, 662頁)。このような使用例から同時代において儒教主義という言葉は明治14年以降に打ち出された教育政策の中に見られる儒教的側面、及びその政策の推進者、賛同者たちの思想の総称として用いられていたと考えられる。
- 2) 海後勝雄・広岡亮蔵編『近代教育史(II) 市民社会の成熟と教育』(誠文堂新光社, 1954年), 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』(講談社, 1962年)などが挙げられる。
- 3) 久木幸男「明治儒教と教育—1880年代を中心に—」(『横浜国立大学教育紀要』第28集, 1988年), 261頁。

- 4) 森川輝紀『国民道徳論の道—「伝統」と「近代化」の相克—』（三元社、2003年）、21頁。
- 5) これまでの西村茂樹研究の傾向は大きく二つに分けられる。一つは西村の思想の中で前近代と近代がどのように同居していたのかについて検討したものである。主な研究として、家永三郎「西村茂樹論」（『日本近代思想史研究』、東京大学出版会、1953年）、本山幸彦「明治前半期における西村茂樹の教育思想」（初出『京都大学人文科学研究所創立二十五周年記念論文集』、1955年、後『明治思想の形成』、福村出版、1969年に所収）、ドナルド・H・シャイヴリー「西村茂樹—近代化についての儒教側の見解」（マリウスB.ジャンセン編『日本における近代化の問題』〔細谷千博編訳〕、岩波書店、1968年、原著初出1965年）、山田 洸「西村茂樹と国家道徳論」（『近代日本道徳思想史研究』、未来社、1972年）、沖田行司「西村茂樹の初期思想—欧化と伝統—」（『季刊日本思想史』第18号、1982年、後『日本近代教育の思想史研究』、日本図書センター、1992年に所収）を挙げることができる。もう一つは西村の思想を保守か進歩かというような単純な二項対立で検証するのではなく、明治という時代の中で西村をどのように位置付けるのかについて検討したものである。その主な研究として真辺将之「明治啓蒙期の西村茂樹—『民権』と『仁政』—」（『日本歴史』第617号、1999年）、筑後則「西村茂樹における『文明国家』への道—戦略としての道徳、希望としての帝室—」（『史苑』第63号、立教大学史学会、2002年）、西井正造「明治20年代における西村茂樹の『法律』論の根底に在るもの～社会調整機構としての『法律』と『道徳』～」（青山大学文学部『紀要』45号、2004年）などが挙げられる。
- 6) 西村が編書課長になった時に編纂されていた書物としては『日本産物誌』、『小学読本』、『和仏字書』、『合衆国小史』、『本邦辞書』、『算術書』などが挙げられる。
- 7) 西村は「第二大学区巡視功程」の中で次のように記している。  
「地方官何レモ能ク学事ニ勉強シ之ヲ奨励シ之ヲ督責シ能ク文部ノ学制ヲ奉シ学校ヲ多ク新築シ生徒ヲ多ク就学サセ教則ヲ一定セシムルト云ウコトニハ其尽力セル者ノ如シ。教育ノ本旨何如シ、今行フ所ノ教則ハ生徒ノ知識品行ヲ進ムルニ適宜シタルカ適宜セサルカ、教員養成ノ法ハ完全ニシテ弊害ナキカ、小学校ニテ養ヒ上ケタル人物ハイカ様ナル用ニ立ツヘキ者カ、旧来ノ私学ハイカカノ弊アリテ之ヲ廢シタルカ、全国ノ文明ヲ致シ国民ノ品位ヲ高クスル為メニハイカナル学校ヲ以テ要用トスルカ等ノコトニ至テハ其意ヲ用フルノ精粗如何ヲ審ニスルコト能ハス」。（『文部省第四年報』第一冊、43頁）

徳育における「儒教主義」の論理

- 8) 『文部省第四年報』第一冊, 46 頁.
- 9) 同上, 46 頁.
- 10) 同上, 47-48 頁.
- 11) 同上, 48 頁.
- 12) 同上, 48 頁.
- 13) 日本弘道会編纂『西村茂樹全集』第二卷 (思文閣, 1970 年), 111 頁.
- 14) 日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集』第 1 卷 (思文閣, 2004 年), 120 頁.
- 15) 同上, 120 頁.
- 16) 同上, 123 頁.
- 17) 日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集』第 2 卷 (思文閣, 2004 年), 686 頁.
- 18) 同上, 686 頁.
- 19) 同上, 686-687 頁.
- 20) 西村は「道德談」(明治 25 年 3 月) で次のように述べている。  
「本邦の道德は近年其基礎蕩搖して定まらざりしが, 明治二十三年十月, 光明日月の如き聖詔の下りしより道德の基礎確定し, 我等臣民が守るべきの職分定まらたり,」(前掲『西村茂樹全集』第二卷, 691 頁)
- 21) 前掲『西村茂樹全集』第二卷, 570-571 頁.
- 22) 同上, 573 頁.
- 23) 同上, 573-574 頁.
- 24) 同上, 574 頁.
- 25) 西村は道理を事実の積み重ねによってできあがる帰納法的なものとして捉えている。例として孔子が「己れの欲せざる所, 人に施すこと勿かれ」と説いたことと同じようなことをキリストも説いていることを挙げ, このように合致している部分を道理として採用するとしている。(前掲『西村茂樹全集』第二卷, 575 頁参照)
- 26) 同上, 577 頁.
- 27) 西村は後年, 「徳育に付て」(明治 34 年 10 月) の中で次のように述べている。  
「彼の諸君も御存知の二十三年の詔勅でございます, 之は国民残らず之を遵奉して之を実行しなければならぬ詔勅でございます, 彼の詔勅を解釈するにはどうしても儒教でなければ解釈が出来ぬと思ふ, 仏教でもいかなければ耶蘇教でもいかなぬ, 哲学ならばどうか往かうか知らんが之も少々無理である, 本統の解釈は儒教許りで往くのだらうと思ひます,」(前掲『西村茂樹全集』

- 第二巻, 1326-1327 頁) この時期の考え方と「国学院開院の演説」での考え方には儒教以外の宗教や哲学についてズレが見られるが, 儒教が最重要視されていることは変わらない。
- 28) 前掲『西村茂樹全集』第二巻, 896 頁.
- 29) 同上, 897 頁.
- 30) 前掲, 『増補改訂 西村茂樹全集』第 1 巻, 573 頁.
- 31) 同上, 573-574 頁.
- 32) 西井正造は「西村茂樹の『知経観得』論の研究—明治時代の『道徳学』に対する再評価—」(青山学院大学教育学会紀要『教育研究』第 48 号, 2004 年)の中で「知経観得」論を西村が具体的に提示した「善い学び」の処方箋であると論じている。ただし, 「知経観得」論が儒教的特質から導き出されているかどうかについては考察されていない。
- 33) 前掲『西村茂樹全集』第二巻, 513 頁.
- 34) 同上, 514 頁.
- 35) 同上, 515 頁.
- 36) 江森一郎は「貝原益軒の教育観—学習法的教育観」(『教育学研究』45 巻 1 号, 1978 年 3 月, 日本教育学会)の中で自得の追求が儒教という学問の特質の一つであることを指摘している。(江森一郎『「勉強」時代の幕開け』, 平凡社, 1990 年, 193-199 頁参照)
- 37) 西村が会長を務めていた日本弘道会の会員数は明治 20 年には 488 人であったのに対して明治 31 年には 5,700 人以上に増加しており, 着実に会員数を伸ばしていた。(日本弘道会百十年史編集委員会編『日本弘道会百十年史』共立印刷, 1996 年, 940-960 頁参照) こうした事実からも西村の論は当時の社会にあって一定の説得力を有していたと考えることができるだろう。